

太田市教育委員会教育長賞の交付の承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体、民間団体等が行う事業において、太田市教育委員会教育長賞（以下「教育長賞」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(承認の基準)

第2条 事業の主催者は、教育長賞の交付を受けようとする場合は、あらかじめ、教育長賞の申請に係る事業について、太田市教育委員会の共催又は後援の名義（以下「共催名義等」という。）の使用の承認を受けなければならない。ただし、教育長が特に認めた場合は、この限りではない。

(教育長賞の内容)

第3条 教育長賞は、1事業につき1件とし、賞状の贈呈をもって行うものとする。この場合において、贈呈する賞状は、教育総務課所定の賞状を用いるものとする。

2 前項に規定するもののほか、教育長賞として賞品を贈呈することができる。この場合において、贈呈する賞品の数は、教育長賞1件につき1品とする。

3 前2項の規定にかかわらず、主催者から教育長賞の贈呈について次に掲げる依頼があったときは、教育長は、事業の目的、内容、規模等を勘案し、贈呈する賞状又は賞品を決定するものとする。

- (1) 1事業につき2件以上の教育長賞の贈呈を受けたい旨の依頼
- (2) 教育長賞の賞品を持ち回りする等、教育長賞を継続的に使用したい旨の依頼
- (3) 主催者側で用意した賞品を教育長賞としたい旨の依頼

4 賞品は、3,000円を限度とし、金券で交付する。

(申請の手続)

第4条 教育長賞の交付を受けようとする主催者は、太田市教育委員会教育長賞交付申請書（様式第1号）及び共催名義等の使用承認書の写しを教育長に提出しなければならない。

(交付の承認)

第5条 教育長は、前条の申請書の提出があったときは、当該事業に係る教育長賞交付の可否について審査し、その結果を太田市教育委員会教育長賞交付申請に関する通知書（様式第2号）により、10日以内に主催者に回答するものとする。

(承認の取消し等)

第6条 教育長は、教育長賞の交付を承認された事業が、承認後、計画等の変更により共

催名義等の使用承認を取り消された場合は、教育長賞の交付承認を取り消すことができる。

- 2 主催者は、事業の実施に当たり、教育長賞として贈呈する賞状又は賞品を事前に受領している場合において、当該事業を実施しなかったとき、又は承認を取り消されたときは、遅滞なく当該賞状又は賞品を教育長に返還しなければならない。

(事務処理)

第7条 教育長賞の交付に関する事務は、教育総務課で行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。